

(保護者記入用)

平成 年 月 日

学校感染症による欠席者の登校届

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

病名

欠席期間 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )

上記のとおり、学校感染症のため欠席しておりましたが、主治医より  
登校許可ができましたので、本日 ( 月 日 ) より登校させます。

(注意事項)

- 1、学校感染症に罹患した場合は、主治医の登校許可がでるまで登校できません。
- 2、登校時には、必ず医師の許可証を提出してください。
- 3、登校できなかった期間は、出席停止となり、欠席日数には含まれません。
- 4、主治医に記入依頼できない場合は、担任へご相談ください。

\*学校記入欄

① 担任・印 → ② 教務部・印 → ③ 保健室・印 (保管)

出席停止期間

年 月 日 ( ) 限 ~ 年 月 日 ( ) 限

(医療機関記入用)

## 登校許可証 (学校感染症治癒証明)

左記の生徒は、下の学校感染症のため治療を要しましたが、治癒したため  
登校して差し支えないことを証明します。

(1) 登校が許可された日: 年 月 日

(2) 第2種学校感染症の場合

↓該当欄に○をお願いします	学校健康安全法施行規則第18条による 出席停止の基準(参考)
インフルエンザ( )型	発症から、5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	発症から、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	感染の恐れがないと認められるまで。
* 病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。	

(3) その他の学校感染症 (ノロウイルス等)

(診断名: )

(証明日) 平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

切り取らないでください